

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年5月11日（令和5年（行情）諮問第377号）及び同月18日（令和5年（行情）諮問第402号）

答申日：令和5年9月21日（令和5年度（行情）答申第305号及び同第311号）

事件名：「通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部」等の一部開示決定に関する件  
「通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる2文書（以下「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる12文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年3月8日付け防官文第3798号及び令和2年3月9日付け同第3281号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書（原処分1について）

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）（別紙1（略））である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで

読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件

における国の主張)【別紙1(略)】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」(20頁)と定めている。

(ウ) (ア)及び(イ)の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ及びウ 上記(1)イ及びウのとおり。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ及びカ 上記(1)エ及びオのとおり。

キ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは、総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 意見書(原処分2について)

ア 意見1: 対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開推進室）（原文ママ）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（20頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別紙1（略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第980号）【別紙2（略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているのも、この点についてやり直すべきである。

イ 意見2：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別紙3（略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

ウ 意見3：「履歴情報」とは別紙4（略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別紙4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

エ 意見4：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認するべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別紙5（略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認するべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成31年3月8日付け防官文第3798号及び令和2年3月9日付け同第3281号により、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約4年及び約3年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

#### 2 法5条該当性について

##### (1) 原処分1について

原処分1において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号1ないし7のとおりであり、本件対象文書1ないし3のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。本件審査請求を受け、本件対象文書の同条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分のうち別表の番号4は同条3号に該当せず、開示することとするが、そのほかの部分については、原処分のとおり同条1号及び3号に該当するため引き続き不開示とする。

##### (2) 原処分2について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の番号8ないし42のとおりであり、本件対象文書4ないし12のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。なお、別表の番号39は、開示決定通知書では不開示としているが、開示実施の際に開示していることから、実際には不開示部分は存在していない。

#### 3 審査請求人の主張について

##### (1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」及び「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、

変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条1号及び3号に該当するため不開示としたものである。

カ 以上のことから、上記2のとおり不開示とした部分の一部を開示することとするのを除き、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## (2) 原処分2について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ及びウ 上記(1)イ及びウのとおり。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、別紙の2に掲げる(4)、(6)及び(8)ないし(12)については、電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分についての開示を求めるが、上記2のとおり、本件対象文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、同条1号及び3号に該当するため不開示としたものである。

カ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年5月11日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第377号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同月18日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第402号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑤ 同月31日 審議（令和5年（行情）諮問第377号及び同第402号）
- ⑥ 同年6月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受（令和5年（行情）諮問第402号）
- ⑦ 同年8月31日 本件対象文書の見分及び審議（令和5年（行情）諮問第377号及び同第402号）
- ⑧ 同年9月14日 令和5年（行情）諮問第377号及び同第402号の併合並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、紙媒体の特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分において不開示とされた部分のうち、別表の番号4については、法5条3号に該当せず、開示することとするが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）について

(1) 本件対象文書の作成方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、本件対象文書は表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものである旨説明する。

(2) そこで、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書は、発簡した文書の発簡番号、文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた表形式の文書であり、既に

発簡された文書に関する情報が順次記入されているものであることが認められ、表計算ソフトにより電磁的記録として作成したものとする諮問庁の上記（１）の説明に不自然、不合理な点は認められない。

- （３）このような本件対象文書の作成方法や様式に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の紙媒体を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

#### （１）個人に関する情報

別表の番号 7， 3 2 及び 3 5 欄に掲げる不開示部分は、原処分で開示されている文書日付等他の情報と照合することにより当該個人を識別し得る情報が記載されているものと認められる。したがって、当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法 6 条 2 項による部分開示の余地はないため、法 5 条 1 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （２）自衛隊の態勢、能力等に関する情報

別表の番号 1， 2， 6， 8 ないし 2 2， 2 4 ないし 2 6， 2 8 ないし 3 1， 3 3， 3 4， 3 6 ないし 3 8 及び 4 0 ないし 4 2 欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の運用及び通信の保全に関する情報が記載されているものと認められる。

原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該部分を公にすることにより、各時点における自衛隊の運用要領及び通信の保全要領等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### （３）他国に関する情報

別表の番号 3， 5， 2 3 及び 2 7 欄に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されているものと認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について



審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 2016年1月～2018年12月末日間に発令された陸上幕僚長通達の一覧。
- (2) 陸上幕僚長通達の一覧（2016年1月～2019年12月），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

### 2 本件対象文書

- (1) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部
- (2) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部
- (3) 通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部
- (4) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部（1～12月）
- (5) 通達件名一覧 平成28年 陸上幕僚監部（1～6月）
- (6) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部（1～12月）
- (7) 通達件名一覧 平成29年 陸上幕僚監部（1～6月）
- (8) 通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部（1～12月）
- (9) 通達件名一覧 平成30年 陸上幕僚監部（1～6月）
- (10) 通達件名一覧 平成31年 陸上幕僚監部（1～4月）
- (11) 通達件名一覧 令和元年 陸上幕僚監部（5～12月）
- (12) 通達件名一覧 令和元年 陸上幕僚監部（5～6月）

## 別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	9 2 枚目, 9 7 枚目, 1 0 4 枚目, 1 0 5 枚目, 1 0 7 枚目ないし 1 0 9 枚目のそれぞれ一部	陸上自衛隊の運用, 通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の運用, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
2	文書 2	8 6 ページ, 8 7 ページ, 1 1 4 ページ及び 1 1 6 ページのそれぞれ一部	通信の保全に関する情報であり, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
3		8 8 ページの一部	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 3	7 5 枚目の一部	自衛隊の運用に関する情報であり, これを公にすることにより, 自衛隊の能力, 警備態勢及び運用要領が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼ

			し、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5		86枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
6		107枚目ないし110枚目のそれぞれ一部	通信の保全に関する情報であり、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
7		121枚目、127枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別ことはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書4	92枚目の陸幕運支第59号及び第60号のそれぞれの件名	陸上自衛隊の運用、通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害する
9		97枚目の陸幕情第37号の件名	
10		104枚目の陸幕情研第13号、第42号ないし第44号、第49号及び第50	

		号のそれぞれの件名	おそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
1 1		1 0 5 枚目の陸幕情研第 1 0 5 号の件名	
1 2		1 0 7 枚目の陸幕情研第 2 3 9 号, 第 2 5 7 号, 第 2 8 9 号, 第 2 9 0 号, 第 2 9 3 号及び第 3 0 7 号ないし第 3 0 9 号のそれぞれの件名	
1 3		1 0 8 枚目の陸幕情研第 3 1 0 号ないし第 3 2 7 号のそれぞれの件名	
1 4		1 0 9 枚目の陸幕情研第 3 2 8 号ないし第 3 3 1 号のそれぞれの件名	
1 5	文書 5	2 3 枚目の陸幕運支第 5 9 号及び第 6 0 号のそれぞれの件名	陸上自衛隊の運用, 通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の運用, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
1 6		2 6 枚目の陸幕情第 3 7 号の件名	
1 7		2 9 枚目の陸幕情研第 1 3 号, 第 4 2 号ないし第 4 4 号, 第 4 9 号及び第 5 0 号のそれぞれの件名	
1 8		3 0 枚目の陸幕情研第 1 0 5 号の件名	
1 9	文書 6	8 6 枚目の陸幕情研第 7 号ないし第 9 号, 第 4 5 号ないし第 4 7 号及び第 6 9 号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
2 0		8 7 枚目の陸幕情研第 8 9 号, 陸幕指通第 2 1 号及び第 3 8 号のそれぞれの件名の一部	
2 1		1 1 4 枚目の陸幕指通第 9 1 号の件名の一部	
2 2		1 1 6 枚目の陸幕情第 4 8	

		号の件名の一部	
23		88枚目の陸幕防協第13号の件名の一部	公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報であって、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
24	文書7	45枚目の陸幕情研第7号ないし第9号、第45号ないし第47号及び第69号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
25		46枚目の陸幕情研第89号、陸幕指通第21号及び第38号のそれぞれの件名の一部	
26		64枚目の陸幕情第48号の件名の一部	
27	文書8	86枚目の陸幕防協第1号の件名の一部	他国に関する情報であって、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
28		107枚目の陸幕指通第6号、第18号、第26号及び第32号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
29		108枚目の陸幕指通第56号ないし第58号、第60号、第67号、第84号及び第114号のそれぞれの件名の一部	
30		109枚目の陸幕指通第1	

		38号, 第140号, 第143号, 第156号, 第159号, 第164号及び第167号ないし第175号のそれぞれの件名の一部	
31		110枚目の陸幕指通第176号, 第178号ないし第184号及び第189号のそれぞれの件名の一部	
32		121枚目の陸幕法第48号及び127枚目の陸幕法第462号のそれぞれの件名の一部	個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
33	文書9	69枚目の陸幕指通第6号, 第18号, 第26号及び第32号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
34		70枚目の陸幕指通第56号ないし第58号, 第60号, 第67号及び第84号のそれぞれの件名の一部	
35		78枚目の陸幕法第48号の件名の一部	個人に関する情報であって, 特定の個人が識別され, 又は特定の個人を識別することはできないが, これを公にすることにより, なお個人の権利利益を害するおそれがあることから, 法5条1号に該当するため不開示とした。
36	文書10	32枚目の陸幕運支第62	陸上自衛隊の運用, 通信の

		号及び第63号のそれぞれの件名の一部	保全に関する情報であって、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
37		46枚目の陸幕指通第5号、第6号、第8号、第19号、第30号、第31号、第37号、第40号、第43号及び第44号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
38		47枚目の陸幕指通第60号の件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
39	文書11	44枚目の陸幕防第136号の件名	日米共同に関する自衛隊の運用訓練への高官視察に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢等が推察され、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。
40		56枚目の陸幕指通第14号、第15号、第20号、第52号、第53号、第69号、第71号、第72号及び第96号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当
41		57枚目の陸幕指通第97号、第100号、第104	通信の保全に関する情報であって、これを公にすることにより、通信保全要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当



		号ないし第107号, 第109号, 第110号, 第112号ないし第119号及び第122号のそれぞれの件名の一部	するため不開示とした。
42	文書12	22枚目の陸幕指通第14号, 第15号及び第20号のそれぞれの件名の一部	通信の保全に関する情報であって, これを公にすることにより, 通信保全要領の一端が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。